

防衛庁訓令第37号
自衛官の心理適性検査に関する訓令を次のように定める。

昭和51年12月3日

防衛庁長官 坂田道太
自衛官等の心理適性検査に関する訓令
改正 昭和55年12月5日 庁訓第40号
平成2年4月7日 庁訓第10号
平成8年2月28日 庁訓第7号
平成13年3月30日 庁訓第58号
平成14年3月18日 庁訓第4号
平成19年1月5日 庁訓第1号
平成19年1月31日 省訓第4号
平成21年3月25日 省訓第14号
平成21年12月25日 省訓第66号
平成22年6月30日 省訓第29号

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛官(自衛官を志願する者を含む。)、自衛官候補生(自衛官候補生を志願する者を含む。)、陸上自衛隊高等工科学校及び予備自衛官(以下「生徒」という。))並びに即応予備自衛官及び予備自衛官(以下「生徒」という。))の心理的特性を把握するため、性格等に関する適性検査(以下「検査」という。))の区分、検査の方法その他検査の実施に必要事項を定めるものとする。

(検査区分)

第2条 検査の区分は、次のとおりとする。
(1) 採用試験として行う検査(以下「採用検査」という。)
(2) 職種の指定、職域の区分又は特技保有者の認定若しくはその取消しをするために行う検査(以下「職務検査」という。)
(3) 環境への適応性を把握するために行う検査(以下「環境適応検査」という。)

(検査の方法及び種目)

第3条 検査の方法は、用紙検査、器材検査及び面接検査とする。
2 検査の種目は、次のとおりとする。
(1) 知能水準を測定するために行う検査(以下「知能検査」という。)
(2) 性格特性を測定するために行う検査(以下「性格検査」という。)
(3) 作業特徴を測定するために行う検査(以下「作業素質検査」という。)
(4) その他業務に関する興味、能力、感覚又は運動

機能を測定するために行う検査（以下「職業適性検査」という。）

（検査問題等の作成等）

第4条 検査問題及び検査実施要領（以下「検査問題等」という。）の作成又は指定は、それぞれ陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行うものとする。この場合、志願する者又は志願する者に対する検査は、幕僚長が指定する者又は志願する者に対する検査を行うものとする。検査問題等の作成又は指定は、幕僚長が指定する者又は志願する者に対する検査を行うものとする。検査問題等の作成又は指定は、幕僚長が指定する者又は志願する者に対する検査を行うものとする。検査問題等の作成又は指定は、幕僚長が指定する者又は志願する者に対する検査を行うものとする。

2

（検査対象者等）

第5条 検査は、別表の検査対象者の欄に掲げる者について、行おうとする検査の種類と、同表の検査種目の欄に掲げる検査の種類とを、この場合において、既に行おうとする検査に代えることができる。

（検査の判定）

第6条 検査の判定は、検査問題等の作成又は指定の例により幕僚長が定める判定基準により行うものとする。

（検査の実施権者等）

第7条 検査（採用検査を除く。）の実施及び判定は、それぞれ幕僚長又は幕僚長の定める者が行うものとする。

（検査結果の取扱い）

第8条 検査の結果は公開しないものとする。

（検査の特例）

第9条 幕僚長は、検査について、この訓令により難しい場合には、防衛大臣の承認を得て別の定めをすることができる。

（委任規定）

第10条 この訓令の実施に関し必要な事項は、それぞれ幕僚長が定めるものとする。ただし、採用検査に係るものについては、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議の上、定めるものとする。

附則（抄）

1

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。
附則（昭和55年12月5日庁訓第40号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。
 附則（平成2年4月7日庁訓第10号）（抄）
- 1 この訓令は、平成2年4月7日から施行する。
 附則（平成8年2月28日庁訓第7号）
- この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
 附則（平成13年3月30日庁訓第58号）
- この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
 附則（平成14年3月18日庁訓第4号）
- この訓令は、平成14年3月27日から施行する。
 附則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
 附則（平成19年1月31日省訓第4号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年4月9日から施行する。
 附則（平成21年3月25日省訓第14号）（抄）
- 1 この訓令は、平成21年3月27日から施行する。
 附則（平成21年12月25日省訓第66号）（抄）
- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
 附則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）
- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

検査区分	検査対象者	検査種目
採用検査	2等陸士、2等海士及び2等空士である自衛官を志願する者	知能検査 性格検査
	一般幹部候補生を志願する者のうち航空機の操縦を志望するもの及び航空学生を志願する者	知能検査 性格検査 職業適性検査
	一般幹部候補生を志願する者のうち特技職の音楽を志望する者	職業適性検査
	一般曹候補生を志願する者	性格検査
	自衛官候補生を志願する者	知能検査 性格検査
	予備自衛官補（一般）を志願する者	知能検査 性格検査
	予備自衛官補（技能）を志願する者	性格検査
	2等陸士、2等海士及び2等空士である自衛官、自衛官候補生、自衛官候補生並びに一般曹候補生に於いて、入隊直後の教育を受けている者	知能検査 性格検査 作業素質検査 職業適性検査

